

法人協

創刊号

2005年3月発行

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
社会福祉法人協議会

巻頭言

社会福祉法人協議会 次期会長就任にあたって

(社福)東京援護協会 理事長 山口 桂造

昨年12月27日開催の社会福祉法人協議会(以下:法人協)総会において、来期の引き続きの会長職のご推薦を賜りました、社会福祉法人・東京援護協会理事長の山口桂造でございます。

現在、社会福祉法人にとって最も多難な時期の会長職ということで躊躇をおぼえることもありました、皆様方のご支援を頂戴し、また東社協事務局の方々の協力を得て、頑張っていきたいと考えております。



法人協設立の背景

当法人協は、昭和46年3月に社団法人東京都社会福祉施設経営者協議会(東京の経営協と一般に言われていた)として、発足し、多くの先輩のご努力によって運営されてきました。約50年以上続いた措置制度の中に介護保険という契約に基づく制度が導入され、さらに平成16年度には障害者の方々のために支援費が導入され、措置ではないことを主な理由として、社会福祉法人以外の参入が可能となりました。

社会福祉法人(措置の受け皿のためにつくられたと言われている)の持っていた権益の一つ社会福祉法に規定されている、第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業の内、第二種の事業に民間法人の参入が介護保険制度のスタートと同時に始まりました。

このように社会福祉法人を取り巻く環境の変化は大きく厳しさは増すばかりのため、当時の経営協会長であられた鮎川氏の決断により、東社協の組織の中に加わるべく社団法人を解散し、約510万円の残余財産を東社協に寄贈して、平成13年に東社協の業種別連絡協議会の一つとして活動することとなったわけであります。

法人協の活動、法制度の動向

こうして、法人協は都下のほぼ全法人が会員となり、他の種別部会とは異なる形でスタートを切ったのであります。言い換えれば全種別の施設を抱えているわけでありませう。

それゆえに、一つの部会の問題を取り上げるよりは全てに共通した問題が主題とならざるを得ず、法人経営上の問題を考えるとき、先に述べた、社会福祉法の第一種・第二種事業に異業種の参入の件、さらには、新たな施設建設にあたっての施設整備費3/4の補助金の減額や退職共済掛金の2/3補助の打切り（介護保険関係施設職員分）他、施設についても現行制度を維持するには法人の負担増や給付減は避けられないと言われております。

また法人税課税問題についても国税庁では公益法人という大きな捉え方ではあります、検討に入っているとの事、大きな問題のみ捉えても社会福祉法人はどこに向かって進むべきか、先行き不透明と言わざるを得ない状態にあります。

社会保障審議会の各部会での検討

社保審の各部会においても介護保険給付の減額、それに伴い利用者の方々に、ホテルコスト分や利用料の1割負担が3割になるような話も聞こえてきています。また支援費についても財源不足による、手直しがあるやに聞いていますし、保育についても総合施設の問題や幼児に対する教育の重点が置かれ、文部科学省の関与が取り沙汰されていたり、生活保護費の減額等全ての部会に問題が内在している状態です。

三位一体改革による一般財源化

三位一体の改革では地方分権の早期の実現のため国が財源の一部を地方に渡し、その財源の配分を地方に委ねることにより、その結果として、施設整備ひとつをとってみても、交付金制度になったとはいえ、国が配分していた時は、一分野の施設の偏在を防ぎ、全国に均等に設置され、福祉の過疎をなくすことができました。

しかし、地方に委ねるとなると、区市町村長の考えで福祉には金を廻さず、その他の事業に使われて、先に言ったように施設の均等化ができなくなることが起こる可能性があります。このような時であるだけに法人協として、どのような対応をしていくべきかが、また運動をするべきかが、問われることとなります。

今後の活動にあたって

まさに社会福祉法人は、経営理念を明確の上、福祉の原点としての真の社会的弱者を擁護することを重視し、サービス内容の充実を図り、地域社会の福祉に対するニーズに万全を期してあたらなければ、社会福祉法人としての鼎の軽重が問われることとなりますし、社会福祉法人が公益法人として生き残れることは非常に困難なことになると考えられます。

私たちは互いに連携し知恵を出し合い、この困難な時代を乗り越えていきたいと考えておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

社会福祉法人を取り巻く動向

～ 社会福祉法人において取り急ぎ取り組むべき事項について～

本年2月には「介護保険等の一部を改正する法案」「障害者自立支援法案」が国会に提出され、総合施設を含めて平成18年度からそれぞれ本格実施されることに伴い、今後さまざまな対応が必要になってくることが予想されます。

当面、新年度を迎えるにあたり、社会福祉法人が取り組まなければならない事項を以下のとおりですので情報提供します。

1. 評議員会機能及び理事長専決事項等の見直しについて

国の社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度の見直しについても議論され、昨年12月の福祉部会では社会福祉法人経営の自律性を強化するために 評議員会の機能を明確にする、理事構成の見直し、地域のニーズに迅速に対応できるよう理事長専決事項の拡大すべき等の見解が示されました。これを受け厚生労働省は平成17年3月末までに社会福祉法人改正定款準則等を通知する予定です。その場合は、先の定款準則第14条（担保提供）変更とあわせ定款条文及び定款細則の変更が必要になります。

2. 個人情報の保護に関する法律の全面実施について

平成17年4月1日より個人情報の保護に関する法律が全面実施されることとなります。同法では対象となる事業者（社会福祉法人）は「識別される個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない事業者を除くもの」とされています。この個人には利用者だけでなくその家族、従事者、ボランティア、取引相手等、法人が保有する全ての個人情報の数も含まれます。

また昨年厚生労働省から昨年11月に「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」、12月には「医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」がそれぞれ出され、個人情報の数を問わずガイドラインの内容を遵守することが求められています。

各法人において個人情報保護規定を作成すると同時に個人情報取扱事業目録や自己情報開示申出書等を整備する必要があります。

3. 育児・介護休業法の改正について

育児・介護休業法が以下のように改正されました（平成17年4月1日施行）。

（1）育児休業・介護休業の対象労働者の拡大

これまで有期雇用契約者については対象外でしたが、引き続き雇用された期間が1年以上あること、子が1歳に達する日を超えて雇用が継続することが見込まれること、（子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかとなる者を除く）は対象となります。（介護休業についても同じ考え方で適用）

（2）育児休業期間の延長

子が1歳を超えても、保育所に入所を希望しているが、入所できない場合、1歳以降子を養育する予定であった配偶者が死亡、負傷、疾病等により養育が困難になった場合は、子が1歳

6か月に達するまで延長できるようになりました。

(3) 介護休業の取得回数制限の緩和

これまで対象家族1人につき1回限り、期間は連続3か月まででしたが、改正により対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、期間は通算93日までに緩和されました。

(4) 子の看護休暇制度の創設

これまでは事業主の努力義務でしたが、小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇を年5日取得することができます。

以上の詳細については「福祉施設経営相談室だよりNo.34(平成17年2月18日)」にてご案内していますので、ご参照ください。

4. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

301人以上の労働者を雇用する事業主は、行動計画を策定し、その旨を記載した届出書を、主たる事業所の所在地を管轄する都労働局に提出しなければなりません。(労働者300人以下の事業主は、努力義務)

行動計画は「行動計画策定指針」に即して作成する必要があります。「指針」については厚生労働省のホームページに掲載されていますのでご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/sisin.html>

東社協での取り組み

上記1.2.3.については関係する諸規定を「2005年度版社会福祉施設・事業者のための規程集」(1、2は運営編、3は人事・労務編)に追加・改訂し3月に発行し、また個人情報保護に関しては3月に研修会を開催する予定です。研修の詳細については追って東京都福祉人材センター研修室よりご案内します。

また具体的な相談については「福祉施設経営相談室」にお問い合わせください。

東社協 福祉施設経営相談室 TEL 03-3268-7170
FAX 03-3268-0635
Eメール keieisoudan@tcsw.tvac.or.jp

調査研究委員会

社会福祉法人協議会 調査研究委員会 委員長 相羽 孝昭
((社福)多摩同胞会 理事)

平成16年度の調査研究の背景

規制改革・民間開放推進会議による医療・福祉・教育などのいわゆる官製市場の民間開放の圧力の高まりの中、これらの市場における社会福祉法人とそれ以外の経営主体との間の競争条件の均等化(イコールフットイング)が声高に叫ばれています。また、政府も財政難の中、社会福祉基礎構造改革を強く推し進めており、社会福祉法人に対する優遇措置も見直す方向です。

調査研究のテーマ

この社会福祉法人にとっての危機に対して、ただ手をこまねているのではなく、社会福祉法人側から声を上げようということになりました。そこで、多くの一般の人々に配布できるようなパンフレットをつくり、「社会福祉法人は、時代の流れの中で一貫して、行政に代わり、要援護者を援助する事業に心血を注いできたこと」を訴え、社会福祉法人に対する一般の理解を得る一助とすることとしました。

調査項目としては、

具体的な事例を通して、要援護者を対象とした事業とは何かを明らかにする、社会福祉法人に対するアンケート調査を行い、競争条件の均等化が進んで、公的な補助・助成がなくなった場合の要援護者向けの社会福祉事業に対する姿勢を調査する、要援護者を対象とした事業を、民間企業が手がけることの可能性の調査を行います。

調査研究委員会の開催

第1回を平成16年9月2日に開催してから、月1回のペースですでに6回開き、3月までにあと1回開催する予定です。

進捗状況

高齢者、障害者、母子、保育の各分野から事例を募り、30を超える事例が集まりました。

東社協社会福祉法人協議会の会員法人を対象としたアンケートを実施しました。平成16年12月22日に発送して、本年1月13日に締め切り、発送724法人、回収221法人、回収率30.5%でありました。

民間企業やNPOの福祉分野への参入により6割以上の法人が「一時的なサービスの質の向上は見込めるが、結果的には、コストの抑制が進みサービスの質は低下する」「競争により全体としてサービスの種類や量が豊富になるが、だんだんと収益性の高い地域・サービスへの偏重が進む」「所得のある人の選択肢は増えるが、低所得者の利用が困難になる」といった問題意識を持っており、サービスの供給主体の多様化が進むことについて危惧しています。

東経経営研究所と契約を結び、すでに福祉に参入している企業20社に対し、ヒアリング調査を実施しました。中間報告では、民間企業では対応しづらいことが明らかにされつつあり、2月15日の法人協役員会にて最終報告を行いました。

今後の予定

3月末までに、社会福祉法人向けに調査報告書「社会福祉法人の存在意義（仮題）」を作成する予定です。内容は、このまま競争条件の均等化が進むと、社会福祉法人の多くは要援護者を支援する事業から撤退せざるをえなくなるが、利益を求める民間企業の大半は興味を持っていない現状があります。そのため、このままいくと要援護者は行き場を失うことになり、日本の福祉は崩壊してしまいます。社会福祉法人の存在意義を訴えるものとし、すべての調査資料を添付したものとします。

また都民向けのパンフレットについては平成17年度に作成、配付し、これまで社会福祉法人が果たしてきた役割等についてアピールしていく予定です。

研修委員会

社会福祉法人協議会 研修委員会 委員長 田中 清
((社福)田無の会 理事長)

委員会について

本年度より新しく「研修委員会」が発足しましたが、本委員会では社会福祉法人の共通課題となっている研修を東社協福祉人材センターと協働で企画することを目的とし、社会福祉法人協議会役員の中から選任された7名の委員で構成されています。

東社協福祉人材センターと協働する研修

これまで東京都福祉人材センター研修室では組織運営や会計、労務管理、サービスの質の向上等について研修を実施してきましたが、今後はより一層、社会福祉法人の状況や要望を反映した研修会を東社協の東京都福祉人材センター研修室と協働して開催していきたいと思っています。

職員育成での課題および委員会での進め方

第1回研修委員会を平成17年1月28日に開催し、次年度の研修計画の策定に向け、協議をいたしました。現在社会福祉法人の外部環境の大きな変化として、株式会社等が福祉分野に新しく参入し、競争の時代が始まったことです。これまでは市場経済などを意識する必要がなく、公の受皿として与えられた仕事に携わることが主でした。このような環境の変化を職員も理解し、意識改革を図る研修が当面必要でないかといった意見がでました。

今後は時流と共に、企画・対処・対応をしっかりと組み込み、社会福祉法人の豊かな経験と力量を発揮できる努力をしなければならないと思います。それにはまず現在の仕事内容を詳細に把握し、検討を重ねる必要があります。

民間企業との意識の差を真摯に受け止め、社会福祉法人が今まで培ってきた内容を研修会に反映させ、研鑽を重ねていくことが大切であると考えています。

今後多くの方々のご意見、ご希望をお寄せいただけますようお願い申し上げます。

編集後記

「法人協」次期会長として山口桂造氏が再選された。就任の挨拶でも触れておられるように「社会福祉法人」の(現状維持型の)継続的存続は期待できない。むしろ、どこに向かって進むのが取り組むべき姿勢を自ら再構築させ変革を推進し、周囲を納得させる指導的役割を負担する主張を明確にする路線を具体化すべきだろう。

やはり、「社会福祉法人」は必要。その説得の作業を繰り返し、左様ご尤もの丸飲みだけはしてはいけないと思う。(委員長 廣本)

法人協 創刊号

発行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03-3268-7174
発行人 社会福祉法人協議会 会長 山口 桂造
発行日 平成17年3月4日
編集 広報委員会